

令和 2年 5月 15日
福島県相双建設事務所

令和 2 年度建設工事安全対策重点計画を公表します

【概要】

福島県土木部では、工事の安全な施工の確保を図ることを目的とし、平成 27 年 2 月に「福島県建設工事安全対策要綱」及び「土木部基本方針」を策定しました。

このたび、相双建設事務所では、令和 2 年度において、安全管理に関して重点的に取り組むに当たり、「スローガン」及び「具体的な取り組み内容」を記載した重点計画書を作成しました。

土木部基本方針と各出先事務所の重点計画は、土木部技術管理課のホームページからご覧いただけます。

（1）令和 2 年度のスローガン

「安全は一人だけではつくれない みんなで声掛け 無事故の現場」

（2）具体的な取り組み内容

- ①段階確認や現場工程会議時における現場作業員への安全指導強化
- ②架空線や埋設物損傷、挟まれ・転倒事故に対する安全指導強化
- ③管内での発生事故に係るわかりやすく・タイムリーな情報発信
- ④課長以上による抜き打ち安全パトロールの実施
- ⑤安全講習会・研修会の開催



【問い合わせ先】

相双建設事務所
主幹(兼)専門技術管理員 宮原 稔
電話 0244-26-1252 FAX 0244-26-1197

令和2年度 建設工事安全対策重点計画書

令和2年 5月15日
相双建設事務所

1. 土木部基本方針

【調査設計段階】

①調査設計において、現場条件に合致した施工方法と安全な仮設計画に配慮する。

【発注準備・着工準備段階】

②必要な安全経費の計上と適切な工期を設定する。

③施工計画書が共通仕様書及び現場の施工条件に合致していることを確認する。

【施工段階】

④現場で工程会議を行い、工程が安全管理に問題を生じさせていないか確認する。

⑤工事の進捗に合わせ、安全パトロールを適宜実施し、現場の安全管理体制を確認する。

⑥仮設工が設計通り適切に行われているか確認し、変更が必要な場合は適切に変更設計を行う。

⑦施工状況を確認する際に、安全管理が適切になされているか確認する。

⑧施工条件が当初と異なる場合は、甲乙協議に基づき、適切に設計変更を行う。

【竣工・その他】

⑨供用開始に当たって、安全性が確保されているか確認する。

⑩発注者として安全教育を実施し、安全管理に関する技術力の向上を図る。

2. 事務所重点計画

(1) 令和2年度のスローガン

「安全は一人だけではつくれない みんなで声掛け 無事故の現場」

(2) 具体的な取組内容

①段階確認や現場工程会議時における現場作業員への安全指導強化

②架空線や埋設物損傷、挟まれ・転倒事故に対する安全指導強化

③管内での発生事故に係るわかりやすく・タイムリーな情報発信

④課長以上による抜き打ち安全パトロールの実施

⑤安全講習会・研修会の開催

(3) 年間予定表 (いつ、何をするのか)

(責任者：主幹兼専門技術管理員 宮原 稔)

実施内容	R01年度			R02年度										
	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画の策定 (P)	●													
取り組みの実施 (D)	①		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	②		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	③		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	④			●		●		●		●		●		●
	⑤						●		●					
実施状況の評価※1 (C)								●					●	
効果の評価※2・改善 (A)												●		

※1 実施状況の評価：具体的な取り組みについて、実施できたか否かを評価する。

※2 効果の評価：取り組みにより効果があったか否かを評価する。

◎個別の事故等の事案が発生した場合には、随時原因分析を行い、再発防止策を検討する。